

期限までに  
納付してください

## 固定資産税・都市計画税の納付を忘れずに

今年度の固定資産税・都市計画税納税通知書などは、5月上旬から順次郵送しますので、内容を確認の上、各納期限までに忘れずに納付をしてください。



### 【固定資産税】

毎年1月1日に、市内に所在する土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

▼**税額** 課税標準額×税率（1.6%）

▼**免税点** 同一人が市内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額が、免税点（土地＝30万円、家屋＝20万円、償却資産＝150万円）に満たない場合は課税されません。

### 【都市計画税】

都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるために設けられた目的税で、毎年1月1日に市内の市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人に課税されます。

▼**税額** 課税標準額×税率（0.2%）

▼**免税点** 固定資産税の課税標準額が免税点未満で課税されなかった土地・家屋には、都市計画税も課税されません。

### 【令和3年度分の固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例】

価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別措置が令和3年度に講じられたことに伴い、令和4年4月1日から、当該措置の適用対象となった土地の令和3年度の価格について、弘前市固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。令和3年度の納税通知書の交付を受けた日から15カ月以内に申し出をしてください。

### 【縦覧制度】

土地・家屋の価格等縦覧帳簿は、資産税課（市役所2階）、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課の窓口で5月31日（火）まで縦覧できます。

■**問い合わせ先** 資産税課（資産税係…☎40-7027、土地係…☎40-7028、家屋係…☎40-7029）

対象となる人は  
ぜひ利用を

## 景観を阻害する屋外広告物の撤去費用を補助

弘前城下町の歴史的風致を生かした魅力ある街並み景観を形成し、市民や観光客が訪れたい魅力あるまちづくりを推進するため、景観を阻害する屋外広告物の除却に要する経費に対し「弘前市景観阻害屋外広告物等除却事業費補助金」を予算の範囲内で交付します。

▼**対象者** 次の対象広告物の所有者または管理者 ※市税等を滞納していない人。

▼**対象広告物** 街なみ環境整備促進区域および街なみ環境整備事業地区に設置されている、次の①または②の屋外広告物

①弘前市屋外広告物条例に基づく許可を受けているもの

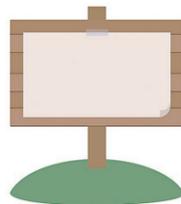
②弘前市屋外広告物条例の適用除外に該当し、許可不要となっているもの

▼**補助対象となる経費** 屋外広告物の除去、隠ぺいまたは改善に係る工事費

▼**補助額** 補助対象経費の実支出額の2分の1に相当する額か80万円のいずれか少ない額（1,000円未満切り捨て）

対象地区や手続き方法など、詳しくは市ホームページをご確認ください。

■**問い合わせ・申請先** 都市計画課（市役所3階、☎34-3219）



## 知っていますか？ 民生委員・児童委員

### 5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て家庭などの見守り活動を行っています。対象者の自宅を訪問して相談に応じ、支援が必要な時には、市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関につなぐ「橋渡し役」となります。主任児童委員は、子どもや

子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。学校、児童相談所などの関係機関と連携し、子育ての支援や児童健全育成活動を行います。市では、398人（定数）の民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。



- 相談内容の秘密は守られます（法による守秘義務があります）。
- 担当の民生委員・児童委員、主任児童委員についてはお問い合わせください。
- 今年度は、民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選を迎えます。住んでいる地域で新たな社会貢献をしたい人や、地域福祉の担い手となり困っている人を支えたいと考えている人は、お気軽にお問い合わせください。

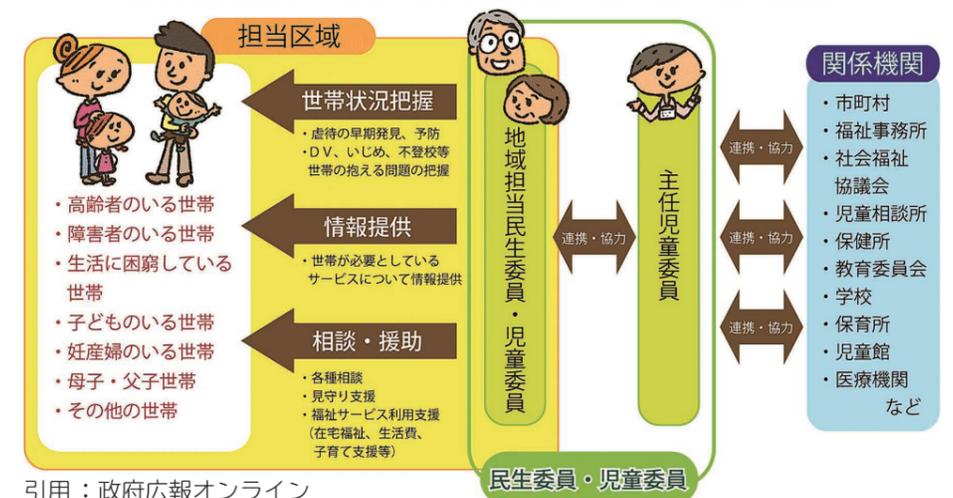
### 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について

#### 民生委員協力員制度

地域福祉活動の充実のために民生委員の活動をサポートする「民生委員協力員制度」を導入しています。

民生委員協力員は、「民生委員協力員証」を携帯し、見守り活動や地域福祉活動を行います。

■**問い合わせ先** 福祉総務課総務係（市役所1階、☎40-7037）



支え合いの体制を  
強化します

## 地域型ヘルパーサービス実施団体を募集

市では、地域の高齢者のニーズに合わせて地域住民の取り組みやボランティアなどによる支え合いのサービスを提供する、地域型ヘルパーサービス事業の実施団体を募集しています。

▼**応募要件** サービスに従事する人が5人以上いる次のいずれかの団体

①自治会や老人クラブ、その他の地域の組織団体  
②弘前市高齢者ふれあい居場所づくり事業の実施団体

③本市に活動拠点がある特定非営利活動法人や市民公益活動団体

▼**応募方法** ①弘前市地域型ヘルパーサービス事

業実施申込書、②サービス従事者名簿、③活動内容がわかる書類（チラシ等）、④団体の会則（任意様式）を介護福祉課（市役所1階）に提出してください。

※募集要項や申請様式は市ホームページからダウンロードするか、介護福祉課窓口で受け取りを。

事業開始・運営・補助金活用等に関する相談も受け付けています。また、事業実施のために活用できる令和4年度地域型ヘルパーサービス事業補助金の受け付けも開始していますので、お気軽にお問い合わせください。

■**問い合わせ先** 介護福祉課（☎40-7072）